

審査結果概要書

平成 22 年 2 月 15 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	パリオ CITY における空調熱源設備、熱搬送設備及び照明設備の高効率設備への更新による省エネ事業
排出削減事業者名	東部商業開発事業協同組合
排出削減共同実施事業者名	北陸電力株式会社
その他関連事業者名	菱機工業株式会社
事業実施場所	福井県福井市松城町 12-7
事業の概要	本事業は、ショッピングセンター内の空調熱源・搬送設備および 2 階共用通路のメタルハライドランプを高効率の照明設備にそれぞれ更新し、エネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減、CO ₂ 排出量を削減する事業である。
排出削減量の計画	628tCO ₂ /年（事業実施期間合計 2076tCO ₂ ）
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2009 年 12 月 11 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入 方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2009年11月30日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所： パリオ CITY (福井県福井市松城町 12-7)
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。 2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(空調、ポンプ及び照明)を継続して利用することが可能であったことを事業サイト訪問時に確認している。 3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で5.4年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 4) 当該施設は商業施設であり、空調設備及び照明を常時使用している。そのため、エネルギー消費が大きく、省エネ及びCO2 排出量を減らしたいという事業者の思いがあった。また、その取り組みについて広報活動を行い、イメージアップを図りたいとの事業者の意向が国内クレジット制度の活用と合致し、本事業による空調設備更新、ポンプのインバーター制御の導入と照明設備の更新決定に至っていることを確認している。 したがって、本排出削減事業は国内クレジット制度活用を前提として意志決定されたものであり、追加性を有すると判断できる。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加の有無について、事業サイト訪問時のヒアリング(東部商業開発事業協同組合)により、事業者が自主行動計画に参加している業界団体に所属しておらず、自主行動計画に参加していない事を確認した。

排出削減方法論に基づいて実施されること

1) 本削減事業は、承認排出削減方法論 002、005、006 の 3 つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、それぞれの方法論適用条件を満たしていることを個別に確認している。

【方法論 004 空調設備の更新】

適用条件 1 については、既存空調設備（吸収式冷温水発生器）の仕様書の確認、更新後空調システムの現地視察、仕様書の確認等によって、高効率空調設備を導入することを確認している。

適用条件 2 については、更新前の吸収式冷温水発生器が引き続き使用可能であったことを関係者への質問、視察により確認した。

適用条件 3 については、空調設備のベースラインエネルギー使用量に最も影響を与える活動量として年間の冷房期間（306 日）・暖房期間（59 日）の営業時間（11h）を用いることを確認し、各営業時間は営業日数と 1 日あたりの営業時間から 4015 時間と推定できることを関係者への質問等により確認した。

【方法論 005 間欠運転制御】

適用条件 1 については、既存のポンプにインバーター制御を付加し、可変の能力制御を導入する事業であることを確認した。

適用条件 2 については、冷却水 2 次ポンプのベースラインエネルギー使用量に最も影響を与える活動量として年間の営業時間を用いることとしている。各営業時間は、営業日数（365 日）と 1 日あたりの営業時間（11h）から 4015 時間と推定できることを関係者への質問等により確認した。

【方法論 006 照明設備の更新】

適用条件 1 については、既存照明設備からより高効率のセラミックメタルハイドランプに更新されていることを現地審査にて確認した。

適用条件 2 については、更新前の照明設備であったメタルハイドランプが今後も使用可能であったことを関係者への質問、仕様書等により確認した。

適用条件 3 については、ベースラインエネルギー使用量に最も影響を与える活動量（照明設備稼働時間：4015 時間）を把握できることを確認した。

2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。

3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間

	<p>について、空調設備、冷却水ポンプ、照明設備とも、竣工時の 1989 年に設置されている。各設備の法定耐用年数は 15 年であることから、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えないことを質問と資料により確認した。</p> <p>4) 更新前の空調設備において、冷媒にフロンは使用されていなかったことを関係者への質問及び仕様書から確認している。よって、本事業はフロン回収破壊法の対象には該当しない。</p>
--	--

4. 特記事項

- ・ 投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。
- ・ 既存空調設備の冷媒には水を使用しており、冷媒（水）を循環させるための吸収液に臭化リチウム水溶液を使用していることを、仕様書等により確認している。